

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指
定……………
- ……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生……………
- ……………（産業労働局農林水産部水産課）…
- 一般国道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…
- 都道の区域変更……………（同）…
- 技能検定員審査の実施……………
- 教習指導員審査の実施……………
- 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委
員会委員長代理の指名……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………

公告

……………（下水道局）…

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（同）…

正 誤

○令和三年四月三十日付雑報（東京都職員共済組合
告示第三号）……………

○令和三年八月三十一日付雑報（東京都職員共済組
合規則第一号）……………

九

●東京都告示第千二百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一
項の規定に基づき多摩都市計画公園事業を認可したので、
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 多摩市

二 都市計画事業の 多摩都市計画公園事業第二・二・二
種類及び名称 十九号大栗橋公園

三 事業施行期間 令和三年十月二十二日から令和六年
三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 多摩市関戸五丁目地内

使用の部分 多摩市関戸五丁目地内

●東京都告示第千二百八十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」と
いう。）第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消
したので、同条第三項及び建築士法施行規則（昭和二十五

年建設省令第三十八号）第六条の二の規定に基づき、次の
とおり告示する。

令和三年十月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 免許の取消しをした年月日
令和三年十月六日

二 免許を取り消した者

氏名
米田 元仁
建築士の別
二級建築士
登録番号
東京都知事登録第五七三七七号

三 免許の取消しの理由
法第九条第一項第二号に該当するため

●東京都告示第千二百八十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下
「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指
定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の
五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児
入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第
二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示す
る。

令和三年十月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
LORIMER株式会社	Brighten School of Special Education	渋谷区富ヶ谷2-22-12 YTree01 2階	令和3年7月1日
特定非営利活動法人I am OKの会	児童発達支援 OKプラネット関町	練馬区関町南4-21-12 UPGレジデンス関町南1-A	同日
特定非営利活動法人MAMATO	重症児デイ ララ ベビーノ	練馬区富士見台2-18-6	令和3年8月1日
すといとばあそんず株式会社	ヨコミネ式運動発達支援センター すといとばあそんず	江東区亀戸6-16-8 ラトルチュウ亀戸201	令和3年9月1日
社会福祉法人つぼみ会	らいふすくーる桐ヶ丘	北区桐ヶ丘2-11-26 ポローニヤビル2階	同日
きずな株式会社	脳を育てる運動療育センター こどもプラス 日野台教室	日野市日野台5-1-2 増山ビル2階	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ピリード株式会社	放課後デイ Granny江東	江東区東砂2-3-5 104号	令和3年7月1日
株式会社チャレンジドくらぶ中野	ぼけっとキッズ	中野区新井2-50-6 T-Lotus1階	同日
株式会社COLORS	ネクストエール立川上砂教室	立川市上砂町5-45-1 ヴェルディール武蔵砂川102・103	同日
特定非営利活動法人ソエル	放課後等デイサービス ぼっふ	東大和市南街2-110-7	同日
はるか株式会社	ドレミファソライズFC中野	中野区江古田2-12-13 サンエスピア1階	令和3年8月1日
合同会社縁架	たすきっず しおみ	江東区潮見2-7-1 潮見駅前プラザ二番街1階	令和3年9月1日
特定非営利活動法人こどもラボ	放課後等デイサービス こどもラボ 久が原	大田区久が原6-7-20 2階	同日
らいふでざいん株式会社	annie youth	町田市三輪町392	同日
きずな株式会社	脳を育てる運動療育センター こどもプラス 日野台教室	日野市日野台5-1-2 増山ビル2階	同日

サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人ころん	もうひとつのおうち柿の木坂	目黒区柿の木坂1-17-19	令和3年7月1日
社会福祉法人つみき	つみき第6	北区西ヶ原3-54-8-101	令和3年8月1日
株式会社Irohakids	療保園いろは	江東区北砂3-1-11 ロータリーパレス北砂1階102	令和3年9月1日

●東京都告示第千二百八十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号)第二十五条の規定により告示する。

なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和三年十月二十四日から発生する。

令和三年十月二十二日

東京都知事 小池 百合子

八丈島加入区

●東京都告示第千二百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、一般国道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和三年十月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 四百十一号




二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町川井字尾崎百三十二番

六地内から同町川井字神塚百八十五番五地先まで

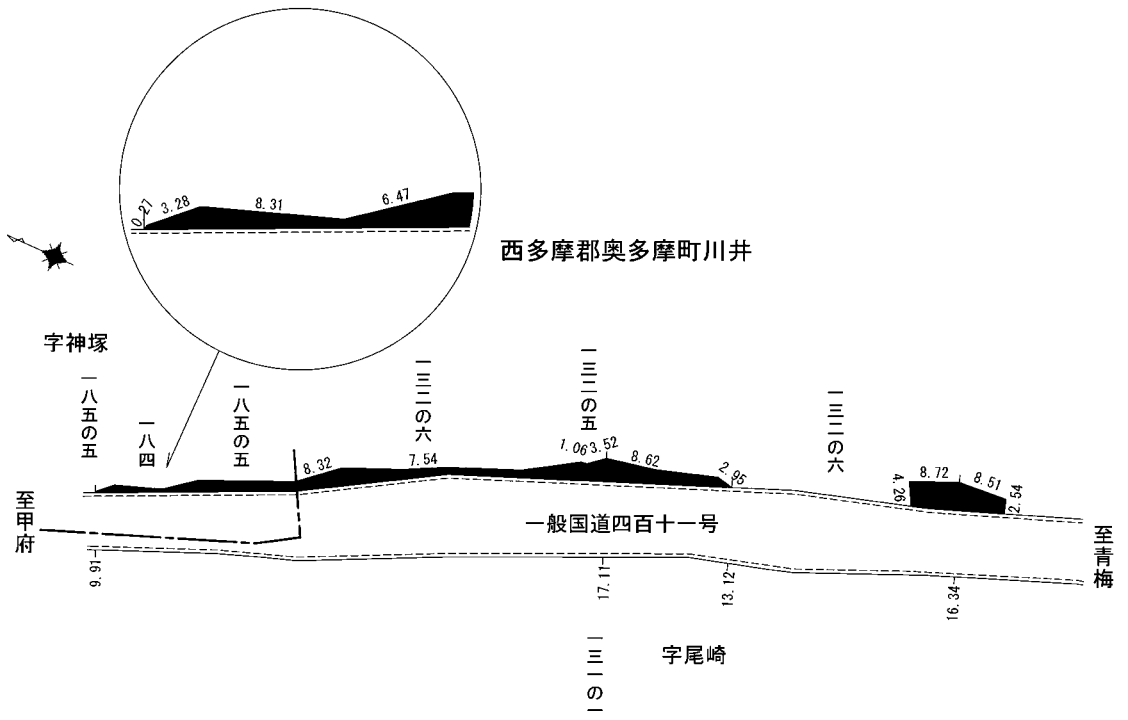
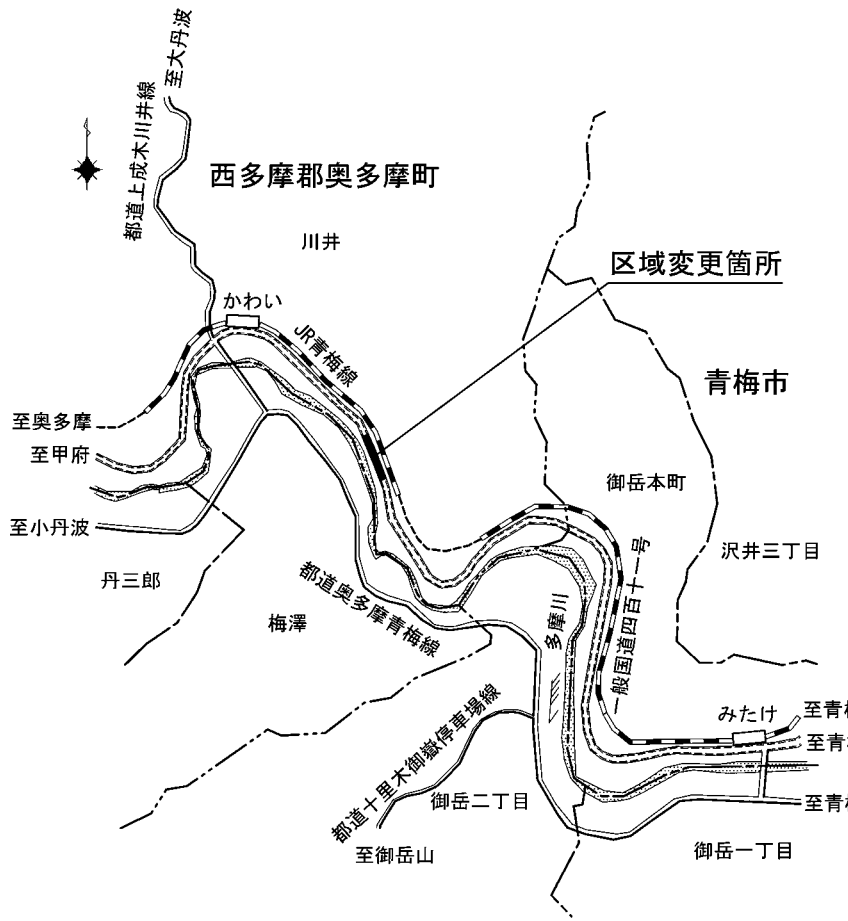
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

一般国道四百一十一号区域変更略図
西多摩郡奥多摩町川井地内

 編入区域
 都道
 一般国道

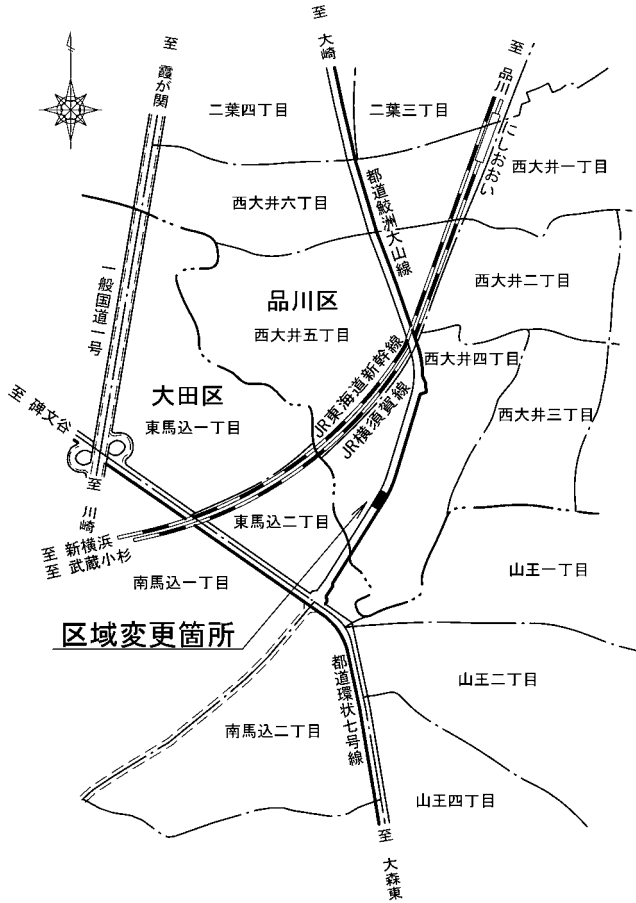
延長 一五七・〇八メートル
 面積 二八〇・〇三平方メートル



別図

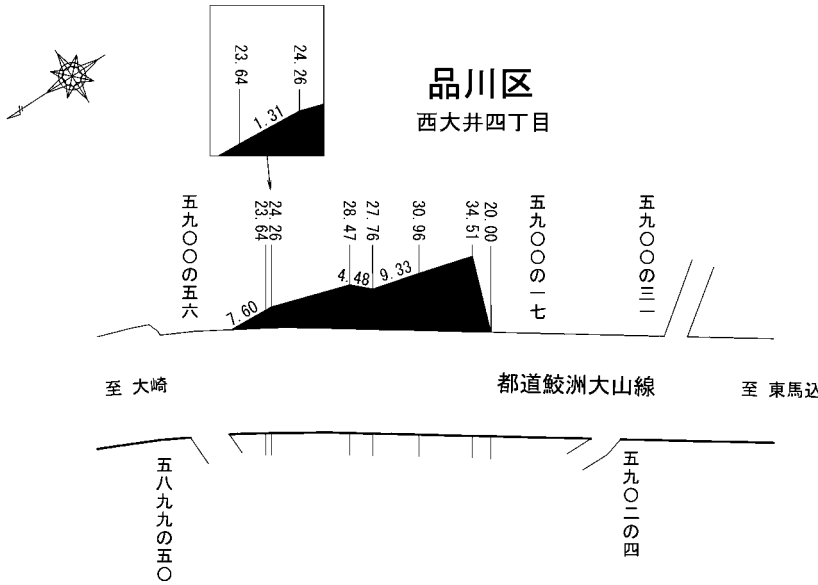
都道鮫洲大山線区域変更略図
品川区西大井四丁目地内

●東京都告示第千二百八十九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



延長 四九・一三メートル
面積 三八四・二四平方メートル
計画線

区域変更箇所



その関係図面は、令和三年十月二十二日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和三年十月二十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 鮫洲大山
- 二 変更の区間 品川区西大井四丁目五千九百番五十六地
先から同所同番十七地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第302号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月22日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格
次に掲げる技能検定員審査の種類に志じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
 - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識
 - イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和3年11月24日（水曜日）
時間については申請書提出時に指定する。
- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

- (1) 申請書類
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とす

る。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

- (2) 受付日時
令和3年11月4日（木曜日）及び同月5日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで
- (3) 受付場所
警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

(4) 申請に関する注意事項

- ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年10月25日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- イ 写真は、申請書に貼り付けること。
- ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
- エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品

- (1) 運転免許証
- (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

9 合格証明書の交付

<p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p>	<p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p>	<p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和3年11月4日（木曜日）及び同月5日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1） (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年10月25日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証及び教育指導員資格者証を提示すること。</p>
<p>●東京都公安委員会告示第303号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教育指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年10月22日 東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子</p>	<p>3 審査項目及び審査細目 (1) 教育に関する技能 ア 教育指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教育（自動車の運転に関する技能の教育をいう。）に必要な教育の技能 (2) 教育に関する知識 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運送代行業に関する法令についての知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和3年11月24日（水曜日） 時間については申請書提出時に指定する。 (2) 場所</p>	<p>7 審査手数料 12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第</p>
<p>1 審査の種類 (1) 大型自動車第二種免許教育指導員審査 (2) 中型自動車第二種免許教育指導員審査 (3) 普通自動車第二種免許教育指導員審査 2 審査を受けようとする者の資格 次に掲げる教育指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者 (1) 大型自動車第二種免許教育指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教育指導員資格者証（大型） (2) 中型自動車第二種免許教育指導員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に</p>	<p>係る運転免許証及び教育指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教育指導員資格者証とみなされる教育指導員資格者証（大型） (3) 普通自動車第二種免許教育指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教育指導員資格者証（普通）</p>	

十四 縦覧時間
 年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 楽天地ビル
- 二 店舗所在地 墨田区江東橋四丁目二十七番十四号
- 三 設置者名 株式会社東京楽天地
- 四 設置者住所 墨田区江東橋四丁目二十七番十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 中川 敬
- 六 変更後の設置者の代表者名 浦井 敏之
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか四名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか二名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 十 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫
- 十二 変更日 令和三年三月三十一日ほか
- 十三 届出日 令和三年十月六日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和三年十月二十二日から令和四

十六 縦覧時間
 年二月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 西友江戸川中央店
- 二 店舗所在地 江戸川区中央一丁目七番十四号
- 三 設置者名 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
- 四 設置者住所 港区芝浦一丁目二番三号
- 五 変更前の設置者の代表者名 神代 顕彰
- 六 変更後の設置者の代表者名 西野 敏哉
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫
- 十 変更日 令和三年三月一日ほか
- 十一 届出日 令和三年十月六日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 令和三年十月二十二日から令和四年二月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について
- 東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。
- 令和三年十月二十二日
 東京都下水道局長 神山 守
- 一 事業所の所在地を変更した事業者
- | 受理年
月日 | 指定番号
名称 | 商号又は
名称 | 新事業所
所在地 | 旧事業所
所在地 |
|-----------|------------|------------|----------------------------|----------------------------------|
| 令和三年八月二日 | 四六九七 | 斧田水道工業所 | 狛江市西野川二丁目十九番十三号 | 渋谷区恵比寿西一丁目十六番八号
ドロップイン代官山一階・B |
| 同月十日 | 二八八八 | 太陽機設株式会社 | 文京区本郷四丁目九番二十二号
本郷フジビル三階 | 文京区本郷五丁目五番十八号
太陽本郷ビル四階 |
- 二 代表者を変更した事業者
- | 受理年
月日 | 指定番号
名称 | 商号又は
名称 | 新代表者名 | 旧代表者名 |
|-----------|------------|------------------|-------|-------|
| 令和三年八月三日 | 〇〇六九 | 川本工業株式会社
東京支店 | 川本 敏之 | 鴨志田 哲 |
| 同月二〇〇一一 | | 有限会社 | 半田 猛夫 | 半田ナカエ |

同日	富士商會	寺尾 忍 藤野 義信
同月二 十三日	PAクリ エイト株 式会社	
同月二 十四日	千賀商事 株式会社	中島誠一郎 室木 里絵
同日	富士熱学 工業株式 会社	小島 功志 新井 孝史
令和三 年八月 二十六 日	有限会社 松原工業	建部 祐輔 松原 陽子
同日	有限会社 上野工業 所	上野 真一 上野 英夫
令和三 年八月 三十一 日	オカモト 総合設備 株式会社 町田支店	岡本 貴士 岡本 直樹
同日	今井設備 管工株式 会社	今井 広海 今井 海記

東京都指定排水設備工事事業者の指定について
 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和三年十月二十二日

東京都下水道局長 神山 守

一 指定した事業者

〇令和三年八月三十一日付雑報（東京都職員共済組合規則第一号）	ページ一段	行一	誤	正
〇令和三年四月三十日付雑報（東京都職員共済組合告示第三号）	ページ一段	行一	誤	正
〇令和三年九月八日	二 指定年月日	新宿		

正 誤

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五七七五	室木設備 工業	室木 健一	江戸川区南篠崎町三丁目十九番六号
五七七六	徳光設備	徳光 孝	葛飾区東四つ木四丁目十五番十号
五七七七	株式会社 スイファ 新宿	金井 由光	新宿区簞笥町三十九番地

二一 下	後から	一三	令和二年東京都職員共済組合告示第三号	令和二年東京都職員共済組合告示第五号
------	-----	----	--------------------	--------------------

一八 中	五	東京都職員共済組合規則第一号	東京都職員共済組合規則第二号
------	---	----------------	----------------



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

